

令和7年 第4回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	諮問第4号関係 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	146
2	議案第63号関係 おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について (1) おいらせ町職員定数条例 新旧対照表（抜粋） (2) おいらせ町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 新旧対照表（抜粋）	147
3	議案第66号関係 おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について (1) おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例 新旧対照表（抜粋） (2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） (3) おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例 新旧対照表（抜粋） (4) おいらせ町議会事務局設置条例 新旧対照表（抜粋） (5) おいらせ町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表（抜粋） (6) おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表（抜粋）	148
4	議案第67号関係 おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町行政組織条例 新旧対照表（抜粋） (2) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表（抜粋）	152
5	議案第68号関係 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第1条関係 (2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第2条関係	154
6	議案第69号関係 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第1条関係 (2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第2条関係	176

No.	内 容	頁
7	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第1条関係 (2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第2条関係	177
8	おいらせ町の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表（抜粋）	178
9	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表（抜粋）	181
10	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について (1) おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋） (2) おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋） (3) おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）	182
11	おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定について	185
12	議案第 75 号関係 青森県市町村職員退職手当組合規約 新旧対照表（抜粋）	186
13	議案第 76 号関係 青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表（抜粋）	187

1 諒問第4号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 鶴ヶ崎 光子

2 議案第63号関係

おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について

(1) おいらせ町職員定数条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、町長、議会、教育委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する一般職の地方公務員のうち次に掲げる職員以外の職員をいう。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）第2条第1項の規定により派遣された職員</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、町長、議会、教育委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する一般職の地方公務員のうち次に掲げる職員以外の職員をいう。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

(2) おいらせ町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)</u></p> <p><u>第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）第8条に定める特定法人とする。</u></p> <p>第<u>3</u>条～第<u>6</u>条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第<u>2</u>条～第<u>5</u>条 略</p>

3 議案第66号関係

おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

(1) おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p><u>おいらせ町特別職の職員の旅費に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、おいらせ町特別職の職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(旅費の種目、内容及び額等)</u></p> <p><u>第2条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とする。</u></p> <p><u>2 特別職の職員に支給する旅費の種目、内容、額及び支給方法等については、一般職の職員の旅費支給の例による。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第3条 特別職の職員に対する旅費支給については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</u></p>	<p><u>おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 おいらせ町特別職の職員の旅費支給については、この条例の定めるところによりこれを支給する。</u></p> <p><u>(旅費の種類及び額)</u></p> <p><u>第2条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雜費及び死亡手当の10種とする。</u></p> <p><u>2 特別職の職員に支給する内国旅行の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、一般職の職員の例により計算した額とし、その他の旅費については、別表第1及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例(平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</u></p> <p><u>ただし、岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村及び秋田県小坂町へ旅行する場合の日当は支給しない。</u></p> <p><u>3 特別職の職員に支給する外国旅行の旅費の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については最上級の運賃の額とし、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雜費及び死亡手当については別表第2に掲げる額とする。</u></p> <p><u>4 特別職の職員に支給する日額旅費については、旅費支給条例第6条第15項及び第24条の例による。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第3条 特別職の職員に対する旅費支給については、この条例に定めるもののほか、旅費支給条例の例による。</u></p>

改正案	現行									
<u>別表第1（第2条関係）</u>										
<u>別表第2（第2条関係）</u>										
区分	県内外	日当（1日当たり）	食卓料（1夜につき）	備考						
町長	県内			3,000円						
	県外	2,000円								
副町長	県内			2,600円						
教育長	県外	2,000円								
区分	車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料						
		指定都 市	甲地方 乙地方 丙地方	指定都 市	甲地方 乙地方 丙地方	(1夜に つき)				
町長	実費	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円	7,700円
副町長	実費	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円	6,700円
教育長										
区分	支度料	旅行 期間	旅行 期間	旅行 期間	旅行 雑費	死亡 手当				
		1月未満 3月未満	1月以上	3月以上						
町長	86,240円	104,720円	123,200円	実費	640,000円					
副町長	78,160円	94,910円	111,650円	実費	580,000円					
教育長										

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費については、<u>おいらせ町特別職の職員の旅費に関する条例</u> (平成18年おいらせ町条例第48号) <u>の規定の例によるもの</u>とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。ただし、おいらせ町議会委員会条例(平成18年おいらせ町条例第154号)第13条の2第2項の規定により委員長から許可を得たときは支給しない。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例</u>（平成18年おいらせ町条例第48号）別表第1に掲げる町長に支給する旅費相当額とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。ただし、おいらせ町議会委員会条例(平成18年おいらせ町条例第154号)第13条の2第2項の規定により委員長から許可を得たときは支給しない。</p>

(3) おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給することとし、その<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とする。</p> <p>2 前項の旅費の額については、<u>おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例</u>（令和7年おいらせ町条例第一号。以下「<u>職員旅費条例</u>」という。）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、<u>職員旅費条例</u>の例による。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給することとし、その<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費</u>及び死亡手当とする。</p> <p>2 前項の旅費の額については、<u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例</u>（平成18年おいらせ町条例第47号。以下「<u>旅費支給条例</u>」という。）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、<u>旅費支給条例（第26条の規定を除く。）</u>の例による。</p>

(4) おいらせ町議会事務局設置条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(事務局職員の諸給与及び旅費)</p> <p>第6条 事務局職員の給料その他の諸給与及び旅費の支給に関しては、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）及び<u>おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>(事務局職員の諸給与及び旅費)</p> <p>第6条 事務局職員の給料その他の諸給与及び旅費の支給に関しては、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）及び<u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）</u>の定めるところによる。</p>

(5) おいらせ町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(関係者に対する費用弁償)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>	<p>(関係者に対する費用弁償)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>

(6) おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 出頭人等の実費弁償の額については、<u>おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号。以下「職員旅費条例」という。）</u>の規定による職員の例による。</p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 出頭人等の実費弁償の額については、<u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。）</u>の規定による職員の例による。</p> <p><u>第3条 出頭人等がその居住地において出頭し、又は参加するときは、前条の規定にかかわらず、日当を支給しない。</u></p>
<p>(実費弁償の支給方法)</p> <p>第3条 実費弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、<u>職員旅費条例</u>の例による。</p>	<p>(実費弁償の支給方法)</p> <p>第4条 実費弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、<u>旅費支給条例</u>の例による。</p>

4 議案第67号関係

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町行政組織条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(課の設置)	(課の設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる課を設けるものとする。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる課を設けるものとする。
総務課	総務課
政策推進課	政策推進課
財政管財課	財政管財課
まちづくり防災課	まちづくり防災課
税務課	税務課
町民課	町民課
健康保険課	健康保険課
子育て支援課	子育て支援課
介護福祉課	介護福祉課
産業課	農林水産課 商工観光課
地域整備課	地域整備課
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	第2条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
略	略
産業課	農林水産課
(1) 農業に関すること。 (2) 林業に関すること。 (3) 水産業に関すること。 (4) 畜産に関すること。 (5) 土地改良に関すること。 (6) 商工に関すること。 (7) 観光に関すること。 (8) 労働に関すること。	(1) 農業に関すること。 (2) 林業に関すること。 (3) 水産業に関すること。 (4) 畜産に関すること。 (5) 土地改良に関すること。 (6) 商工に関すること。 (7) 観光に関すること。 (8) 労働に関すること。
略	略

(2) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案							現 行						
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関						
附屬機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附屬機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町農村環境改善センター運営審議会	略	略	略	略	略	産業課	おいらせ町農村環境改善センター運営審議会	略	略	略	略	略	農林水産課
おいらせ町農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略	略	産業課	おいらせ町農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略	略	農林水産課
おいらせ町人・農地プラン検討会	略	略	(1) 町長 産業課長 (2)~(8) 略	略	(1) 会長 町長 産業課長 (2) 副会長 会長の指名	産業課	おいらせ町人・農地プラン検討会	略	略	(1) 町長 農林水産課長 (2)~(8) 略	略	(1) 会長 農林水産課長 (2) 副会長 会長の指名	農林水産課
略							略						

5 議案第68号関係

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第1条関係

改正案	現行
(宿日直手当) 第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> (宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合においては、 <u>7,050円</u>)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、国民健康保険おいらせ病院に勤務する職員については、規則で定める。	(宿日直手当) 第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> (宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合においては、 <u>6,600円</u>)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、国民健康保険おいらせ病院に勤務する職員については、規則で定める。
2 略	2 略
(期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「 <u>100分の127.5</u> とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	(期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する	(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する

改 正 案							現 行							
地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額の総額							地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額							
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額							(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額							
3～5 略							3～5 略							
別表第1（第4条関係）							別表第1（第4条関係）							
行政職給料表							行政職給料表							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用短時間勤務職員の職員		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800		1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500		2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100		3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700		4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700

改正案							現行						
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300

改正案							現行						
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000			86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600		
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400			87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000		
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800			88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400		
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100			89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700		
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600			90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200		
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000			91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600		
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400			92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000		
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700			93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300		
94		308, 000	358, 400				94		299, 400	348, 800			
95		308, 300	358, 800				95		299, 700	349, 200			
96		308, 700	359, 100				96		300, 100	349, 500			
97		308, 900	359, 400				97		300, 300	349, 800			

改 正 案						現 行					
	98	309,200	359,800			98	300,600	350,200			
	99	309,500	360,200			99	301,000	350,600			
	100	309,900	360,600			100	301,400	351,000			
	101	310,100	361,100			101	301,600	351,500			
	102	310,400	361,500			102	301,900	351,900			
	103	310,700	361,900			103	302,200	352,300			
	104	311,000	362,300			104	302,500	352,700			
	105	311,200	362,800			105	302,700	353,200			
	106	311,500	363,200			106	303,000	353,600			
	107	311,800	363,500			107	303,300	353,900			
	108	312,100	363,800			108	303,600	354,200			
	109	312,300	364,200			109	303,800	354,700			
	110	312,600				110	304,200				
	111	313,000				111	304,600				
	112	313,300				112	304,900				
	113	313,500				113	305,100				
	114	313,700				114	305,300				
	115	314,000				115	305,600				
	116	314,400				116	306,000				
	117	314,600				117	306,200				
	118	314,800				118	306,400				
	119	315,100				119	306,700				
	120	315,400				120	307,000				
	121	315,700				121	307,400				
	122	315,900				122	307,600				
	123	316,200				123	307,900				
	124	316,500				124	308,200				
	125	316,800				125	308,500				
	定年前	基準給料									
		月額									
	再任用	円	円	円	円	円	円	円			
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900				
	短時間										
	勤務職員										

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

改 正 案						現 行					
別表第2（第4条関係）						別表第2（第4条関係）					
医療職給料表(1)						医療職給料表(1)					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時	1	305,600	415,600	470,300	566,200	定年前再任用短時	1	291,400	400,300	455,100	549,800
間勤務職員	2	307,900	418,300	472,300	572,300	間勤務職員	2	293,700	403,000	457,100	555,900
員以外の職員	3	310,200	420,900	474,200	577,400	員以外の職員	3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	312,400	423,300	476,100	582,100	4	298,200	408,100	460,900	566,100		
5	314,500	425,600	477,500	586,400	5	300,300	410,500	462,300	570,500		
6	318,000	427,800	479,200	590,700	6	303,800	412,700	464,100	574,800		
7	321,500	429,800	481,000	594,100	7	307,300	414,800	465,900	578,400		
8	324,900	431,900	482,800	597,000	8	310,700	416,900	467,700	581,400		
9	328,300	434,000	484,600	599,500	9	314,100	419,000	469,500	583,900		
10	331,800	435,500	486,300	601,800	10	317,600	420,500	471,300	586,200		
11	335,200	437,000	488,100		11	321,000	422,000	473,100			
12	338,600	438,500	489,900		12	324,400	423,500	474,900			
13	342,000	439,900	491,700		13	327,800	424,900	476,700			
14	345,500	441,300	493,400		14	331,300	426,400	478,500			
15	348,900	442,800	495,200		15	334,700	427,900	480,300			
16	352,300	444,200	497,000		16	338,100	429,300	482,100			
17	355,700	445,500	498,800		17	341,500	430,700	483,900			
18	358,800	447,000	500,700		18	344,600	432,200	485,800			
19	362,000	448,400	502,600		19	347,700	433,700	487,700			
20	365,200	449,800	504,500		20	350,800	435,100	489,600			
21	368,500	451,100	506,400		21	354,000	436,500	491,500			
22	371,600	452,600	508,100		22	357,100	438,000	493,200			
23	374,700	454,000	509,900		23	360,200	439,500	495,000			
24	377,700	455,400	511,700		24	363,200	440,900	496,800			
25	380,800	456,800	513,300		25	366,200	442,300	498,400			
26	383,100	458,200	515,100		26	368,500	443,700	500,200			
27	385,400	459,500	516,900		27	370,800	445,100	502,000			
28	387,600	460,900	518,400		28	373,000	446,500	503,600			
29	389,500	462,300	519,800		29	374,900	447,900	505,000			
30	391,200	463,600	521,500		30	376,600	449,300	506,700			
31	392,900	465,000	523,300		31	378,300	450,700	508,500			
32	394,700	466,400	525,000		32	380,100	452,100	510,200			

改 正 案				現 行			
33	396, 400	467, 700	526, 500	33	381, 900	453, 500	511, 700
34	398, 200	469, 100	527, 800	34	383, 700	454, 900	513, 000
35	399, 800	470, 400	529, 100	35	385, 300	456, 300	514, 300
36	401, 100	471, 800	530, 400	36	386, 700	457, 700	515, 600
37	402, 500	473, 200	531, 400	37	388, 100	459, 100	516, 600
38	403, 900	474, 900	532, 700	38	389, 600	460, 800	517, 900
39	405, 300	476, 500	534, 000	39	391, 100	462, 400	519, 200
40	406, 700	478, 000	535, 300	40	392, 600	464, 000	520, 500
41	408, 200	479, 600	536, 300	41	394, 100	465, 600	521, 500
42	408, 900	480, 800	537, 100	42	394, 800	466, 800	522, 300
43	409, 500	481, 900	537, 900	43	395, 400	468, 000	523, 100
44	410, 100	483, 000	538, 700	44	396, 100	469, 100	523, 900
45	410, 900	484, 000	539, 600	45	397, 000	470, 100	524, 800
46	411, 500	484, 900	540, 400	46	397, 600	471, 100	525, 600
47	412, 100	485, 800	541, 200	47	398, 200	472, 000	526, 400
48	412, 600	486, 600	541, 900	48	398, 800	472, 800	527, 100
49	413, 100	487, 300	542, 700	49	399, 400	473, 500	527, 900
50	413, 500	488, 000	543, 500	50	399, 900	474, 200	528, 700
51	414, 000	488, 700	544, 200	51	400, 400	474, 900	529, 400
52	414, 400	489, 300	545, 100	52	400, 900	475, 500	530, 300
53	414, 800	489, 900	546, 000	53	401, 400	476, 200	531, 200
54	415, 100	490, 600	546, 800	54	401, 800	476, 900	532, 000
55	415, 400	491, 200	547, 700	55	402, 200	477, 500	532, 900
56	415, 800	491, 800	548, 600	56	402, 600	478, 100	533, 800
57	416, 100	492, 100	549, 400	57	403, 000	478, 400	534, 600
58	416, 500	492, 700	550, 200	58	403, 400	479, 000	535, 500
59	416, 800	493, 300	551, 000	59	403, 800	479, 700	536, 400
60	417, 200	494, 000	551, 700	60	404, 200	480, 400	537, 100
61	417, 600	494, 400	552, 500	61	404, 600	480, 800	537, 900
62	417, 900	495, 000	553, 400	62	405, 000	481, 400	538, 800
63	418, 200	495, 700	554, 300	63	405, 400	482, 100	539, 700
64	418, 500	496, 400	555, 200	64	405, 800	482, 800	540, 600
65	418, 800	496, 800	556, 000	65	406, 100	483, 200	541, 400
66		497, 400	556, 900	66		483, 800	542, 300
67		498, 000	557, 800	67		484, 400	543, 200
68		498, 500	558, 700	68		484, 900	544, 100
69		499, 000	559, 500	69		485, 400	544, 900
70		499, 500	560, 400	70		485, 900	545, 800

改 正 案					現 行				
71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85	500,000 500,500 500,900 501,400 501,800 502,200 502,700 503,300 503,800 504,200 504,700 505,300 505,900 506,400 506,900	500,000	561,300		71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85	486,400	546,700		
		500,500	562,200			486,900	547,600		
		500,900	563,000			487,300	548,400		
		501,400				487,800			
		501,800				488,200			
		502,200				488,700			
		502,700				489,200			
		503,300				489,800			
		503,800				490,400			
		504,200				490,800			
		504,700				491,300			
		505,300				491,900			
		505,900				492,500			
		506,400				493,000			
		506,900				493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額 円 312,900	基準給料 月額 円 356,500	基準給料 月額 円 412,800	基準給料 月額 円 488,500	基準給料 月額 円 301,700	基準給料 月額 円 344,400	基準給料 月額 円 399,500	基準給料 月額 円 473,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
短時間	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
勤務職員以外	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
の職員	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
短時間	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
勤務職員以外	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
の職員	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800

改 正 案						現 行					
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500

改 正 案						現 行					
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100
79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100	79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500
80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500	80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900
81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900	81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300
82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400	82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800
83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800	83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200
84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200	84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600
85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600	85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000
86		303,000	341,100	362,300		86		294,100	331,700	352,500	
87		303,200	341,400	362,600		87		294,300	332,000	352,800	

改正案							現行							
		88	303,400	341,700	362,900		88	294,500	332,300	353,100				
		89	303,800	342,000	363,300		89	294,900	332,600	353,500				
		90	304,000	342,200	363,600		90	295,100	332,800	353,800				
		91	304,200	342,600	363,800		91	295,300	333,200	354,100				
		92	304,400	342,900	364,100		92	295,500	333,500	354,400				
		93	304,800	343,100	364,400		93	295,900	333,700	354,700				
		94	305,000	343,400	364,800		94	296,100	334,000	355,100				
		95	305,200	343,700	365,200		95	296,300	334,300	355,500				
		96	305,500	343,900	365,600		96	296,600	334,600	355,900				
		97	305,800	344,100	366,100		97	296,900	334,800	356,400				
		98	306,000	344,400	366,500		98	297,100	335,100	356,800				
		99	306,200	344,700	366,900		99	297,300	335,400	357,200				
		100	306,500	344,900	367,300		100	297,600	335,600	357,600				
		101	306,800	345,100	367,800		101	297,900	335,800	358,100				
		102	307,000	345,300			102	298,100	336,000					
		103	307,200	345,700			103	298,300	336,400					
		104	307,500	345,900			104	298,600	336,600					
		105	307,800	346,100			105	298,900	336,800					
		106		346,400			106		337,200					
		107		346,800			107		337,600					
		108		347,200			108		338,000					
		109		347,400			109		338,200					
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定年前	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	再任用	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
短時間		円	円	円	円	円	短時間	円	円	円	円	円	円	円
勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	勤務職員	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300		

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
短時間	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
勤務職員以外	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
の職員	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
短時間	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
勤務職員以外	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
の職員	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300

改正案						現行					
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900

改 正 案						現 行					
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900

改 正 案						現 行					
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	295,800	322,600	360,600	379,900		86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	296,300	323,600	361,400	380,500		87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	296,800	324,600	362,200	381,000		88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	297,200	325,500	362,800	381,300		89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	297,700	326,500	363,400	381,800		90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	298,200	327,500	364,000	382,100		91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	298,700	328,500	364,600	382,400		92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	299,200	329,300	365,000	383,000		93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	299,600	330,000	365,400	383,500		94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	300,100	330,700	365,900	384,000		95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	300,700	331,300	366,300	384,500		96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	301,300	331,800	366,800	385,100		97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	301,800	332,100	367,200	385,600		98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	302,300	332,600	367,700	386,100		99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	302,800	333,200	368,100	386,500		100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	303,200	333,600	368,400	387,100		101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	303,700	334,100	368,900	387,600		102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	304,100	334,700	369,200	388,100		103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	304,500	335,200	369,500	388,600		104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	304,900	335,600	369,900	389,200		105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	305,300	336,100	370,400	389,600		106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	305,700	336,600	370,900	390,100		107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	306,000	337,100	371,400	390,600		108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	306,200	337,500	371,900	391,200		109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	306,500	337,800	372,400			110	297,600	328,500	362,600		
111	306,700	338,100	372,900			111	297,800	328,800	363,100		
112	307,000	338,400	373,300			112	298,100	329,100	363,500		
113	307,300	338,700	373,700			113	298,400	329,400	363,900		
114	307,500	339,100	374,100			114	298,600	329,800	364,300		
115	307,800	339,400	374,600			115	298,900	330,100	364,800		
116	308,000	339,700	375,100			116	299,100	330,400	365,300		
117	308,300	339,900	375,500			117	299,400	330,600	365,700		
118	308,500	340,200	376,000			118	299,700	330,900	366,200		

改 正 案				現 行			
119	308,800	340,500	376,500	119	300,000	331,200	366,700
120	309,100	340,700	377,000	120	300,300	331,400	367,200
121	309,400	340,900	377,300	121	300,600	331,600	367,500
122	309,700	341,200		122	301,000	331,900	
123	310,000	341,500		123	301,300	332,200	
124	310,300	341,800		124	301,600	332,500	
125	310,500	342,000		125	301,800	332,700	
126	310,700	342,300		126	302,000	333,000	
127	311,000	342,600		127	302,300	333,400	
128	311,400	342,800		128	302,700	333,600	
129	311,600	343,000		129	302,900	333,800	
130	311,900	343,200		130	303,200	334,000	
131	312,200	343,500		131	303,600	334,400	
132	312,600	343,700		132	304,000	334,600	
133	312,800	344,000		133	304,200	334,900	
134	313,100	344,400		134	304,500	335,300	
135	313,400	344,800		135	304,800	335,700	
136	313,700	345,200		136	305,100	336,100	
137	313,900	345,500		137	305,300	336,400	
138	314,200	345,900		138	305,600	336,800	
139	314,500	346,300		139	305,900	337,200	
140	314,800	346,700		140	306,200	337,600	
141	315,000	347,000		141	306,400	337,900	
142	315,300	347,400		142	306,800	338,300	
143	315,700	347,700		143	307,200	338,600	
144	316,000	348,100		144	307,500	339,000	
145	316,200	348,400		145	307,700	339,300	
146	316,400	348,800		146	307,900	339,700	
147	316,700	349,200		147	308,200	340,100	
148	317,000	349,600		148	308,600	340,500	
149	317,200	349,900		149	308,800	340,800	
150	317,400	350,300		150	309,000	341,200	
151	317,700	350,700		151	309,300	341,600	
152	318,000	351,100		152	309,600	342,000	
153	318,400	351,400		153	310,000	342,300	
154	318,600			154	310,200		
155	318,800			155	310,400		
156	319,100			156	310,700		

改 正 案						現 行					
	157	319,400				157	311,000				
	158	319,700				158	311,300				
	159	320,000				159	311,600				
	160	320,300				160	311,900				
	161	320,700				161	312,300				
	162	321,000				162	312,600				
	163	321,300				163	312,900				
	164	321,600				164	313,200				
	165	322,000				165	313,600				
	166	322,300				166	313,900				
	167	322,600				167	314,200				
	168	322,900				168	314,500				
	169	323,300				169	314,900				
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定年前	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	再任用	月額	月額	月額	月額	月額
短時間		円	円	円	円	短時間	円	円	円	円	円
勤務職員		248,800	269,700	277,300	288,100	勤務職員	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間	1	212,900	234,000	361,900	448,100
間勤務職員	2	215,300	236,400	363,400	449,400
員以外の職員	3	217,600	238,800	364,900	450,600
職員	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間	1	199,900	220,700	348,700	435,700
間勤務職員	2	202,200	223,100	350,200	437,000
員以外の職員	3	204,500	225,500	351,700	438,200
職員	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700

改 正 案					現 行				
13	239,800	259,800	378,100	462,400	13	226,600	246,300	365,300	449,900
14	241,900	261,200	379,400	463,200	14	228,700	247,800	366,600	450,700
15	244,000	262,600	380,600	464,000	15	230,800	249,200	367,800	451,500
16	246,100	264,000	381,800	464,900	16	232,900	250,600	369,000	452,400
17	248,200	265,400	382,800	465,800	17	235,000	252,000	370,200	453,300
18	250,000	266,600	384,000	466,200	18	236,800	253,200	371,400	453,800
19	251,700	267,800	385,200	466,700	19	238,500	254,400	372,600	454,300
20	253,400	269,000	386,300	467,200	20	240,200	255,600	373,700	454,800
21	255,100	270,300	387,300	467,700	21	241,900	257,000	374,800	455,300
22	256,400	271,400	388,500		22	243,200	258,200	376,000	
23	257,700	272,500	389,700		23	244,500	259,500	377,200	
24	258,900	273,700	390,800		24	245,800	260,800	378,300	
25	260,100	275,000	391,800		25	247,000	262,100	379,400	
26	261,200	276,700	393,000		26	248,100	264,000	380,600	
27	262,300	278,400	394,100		27	249,200	265,800	381,800	
28	263,400	280,100	395,200		28	250,300	267,600	382,900	
29	264,600	281,800	396,300		29	251,500	269,300	384,000	
30	265,700	283,800	397,500		30	252,800	271,500	385,200	
31	266,800	286,000	398,700		31	254,000	273,700	386,400	
32	267,800	288,200	399,800		32	255,200	275,900	387,500	
33	268,900	290,400	400,800		33	256,300	278,100	388,600	
34	269,900	292,600	401,900		34	257,500	280,300	389,800	
35	270,900	294,800	403,100		35	258,700	282,500	391,000	
36	272,000	296,900	404,300		36	259,900	284,600	392,200	
37	273,200	298,900	405,500		37	261,100	286,600	393,400	
38	274,100	300,800	406,800		38	262,300	288,500	394,700	
39	275,100	302,700	407,900		39	263,500	290,400	395,900	
40	276,200	304,500	409,100		40	264,700	292,200	397,100	
41	277,400	306,300	410,200		41	265,900	294,000	398,300	
42	278,500	308,200	411,500		42	267,000	295,900	399,600	
43	279,600	310,000	412,500		43	268,100	297,700	400,600	
44	280,700	311,700	413,600		44	269,200	299,400	401,700	
45	281,600	313,400	414,800		45	270,200	301,100	402,900	
46	282,400	315,200	416,000		46	271,000	302,900	404,100	
47	283,200	316,900	417,200		47	271,800	304,600	405,300	
48	284,000	318,500	418,400		48	272,600	306,200	406,500	
49	284,600	320,100	419,500		49	273,300	307,800	407,600	
50	285,400	321,800	420,500		50	274,100	309,500	408,600	

改 正 案				現 行			
51	286, 100	323, 600	421, 800		274, 800	311, 300	409, 900
52	286, 800	325, 300	423, 000		275, 500	313, 000	411, 100
53	287, 600	326, 600	424, 200		276, 300	314, 300	412, 300
54	288, 400	328, 500	425, 300		277, 100	316, 200	413, 400
55	289, 000	330, 300	426, 400		277, 900	318, 000	414, 500
56	289, 700	332, 000	427, 500		278, 600	319, 700	415, 600
57	290, 400	333, 600	428, 500		279, 300	321, 400	416, 600
58	291, 200	335, 500	429, 700		280, 100	323, 300	417, 800
59	292, 000	337, 200	430, 900		280, 900	325, 000	419, 000
60	292, 600	338, 900	432, 100		281, 600	326, 700	420, 200
61	293, 200	340, 600	432, 700		282, 200	328, 400	420, 800
62	293, 900	342, 300	433, 500		282, 900	330, 200	421, 600
63	294, 600	344, 000	434, 200		283, 600	332, 000	422, 300
64	295, 100	345, 700	434, 700		284, 200	333, 700	422, 800
65	295, 800	347, 400	435, 000		284, 900	335, 400	423, 100
66	296, 500	348, 700	435, 300		285, 600	336, 700	423, 400
67	297, 100	350, 000	435, 700		286, 300	338, 000	423, 800
68	297, 700	351, 300	436, 100		287, 000	339, 300	424, 200
69	298, 400	352, 800	436, 400		287, 700	340, 800	424, 500
70	299, 100	354, 300	436, 800		288, 500	342, 300	424, 900
71	299, 700	355, 800	437, 100		289, 200	343, 800	425, 200
72	300, 400	357, 300	437, 400		289, 900	345, 300	425, 500
73	300, 900	358, 600	437, 700		290, 400	346, 700	425, 800
74	301, 500	360, 100	438, 000		291, 100	348, 200	426, 200
75	302, 200	361, 600	438, 300		291, 800	349, 700	426, 500
76	302, 700	363, 000	438, 600		292, 400	351, 200	426, 800
77	303, 300	364, 400	438, 800		293, 000	352, 600	427, 100
78	303, 900	365, 900	439, 100		293, 700	354, 100	427, 400
79	304, 500	367, 400	439, 400		294, 300	355, 600	427, 700
80	305, 100	368, 900	439, 600		294, 900	357, 100	427, 900
81	305, 600	370, 200	439, 800		295, 500	358, 500	428, 100
82	306, 100	371, 500			296, 100	359, 800	
83	306, 700	372, 800			296, 700	361, 100	
84	307, 300	374, 000			297, 300	362, 300	
85	307, 700	375, 200			297, 800	363, 500	
86	308, 100	376, 400			298, 300	364, 700	
87	308, 600	377, 500			298, 800	365, 900	
88	309, 100	378, 600			299, 300	367, 000	

改 正 案			現 行		
89	309,500	379,600	89	299,700	368,100
90	310,000	380,700	90	300,300	369,200
91	310,400	381,800	91	300,800	370,300
92	310,900	382,900	92	301,300	371,400
93	311,200	384,000	93	301,600	372,500
94	311,700	385,100	94	302,100	373,700
95	312,200	386,100	95	302,600	374,800
96	312,600	387,200	96	303,000	375,900
97	312,900	388,200	97	303,400	376,900
98	313,300	389,200	98	303,900	377,900
99	313,700	390,100	99	304,400	378,800
100	314,100	391,000	100	304,800	379,700
101	314,500	391,800	101	305,200	380,500
102	314,800	392,800	102	305,600	381,500
103	315,100	393,600	103	306,000	382,400
104	315,400	394,500	104	306,300	383,300
105	315,600	395,300	105	306,500	384,100
106	315,900	396,200	106	306,800	385,000
107	316,200	397,100	107	307,100	385,900
108	316,400	398,000	108	307,300	386,800
109	316,600	398,800	109	307,500	387,600
110	316,800	399,800	110	307,700	388,600
111	317,100	400,700	111	308,000	389,500
112	317,400	401,600	112	308,300	390,400
113	317,600	402,200	113	308,500	391,000
114	317,800	403,100	114	308,700	391,900
115	318,000	404,000	115	308,900	392,800
116	318,300	404,900	116	309,200	393,700
117	318,600	405,700	117	309,500	394,500
118	318,800	406,400	118	309,700	395,200
119	319,100	407,200	119	310,000	396,000
120	319,400	408,000	120	310,300	396,800
121	319,600	408,600	121	310,500	397,400
122	319,800	409,300	122	310,700	398,100
123	320,000	410,000	123	310,900	398,800
124	320,300	410,600	124	311,200	399,400
125	320,600	411,200	125	311,500	400,000
126		411,900	126		400,700

(2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第2条関係

改正案	現行
(通勤手当) 第15条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては <u>6万4,200円</u> の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき規則で定める額を2,000円に加算した額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (4) 略 3~7 略	(通勤手当) 第15条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては <u>4万4,000円</u> の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき規則で定める額を2,000円に加算した額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (4) 略 3~7 略
(期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。	(期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
4~6 略	4~6 略

改 正 案	現 行
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第29条 略	第29条 略
2 略	2 略
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合は100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合は100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略
別表第5（第4条関係）	別表第5（第4条関係）
教育職給料表	教育職給料表
表略	表略
備考	備考
(1) 略	(1) 略
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>11,500円</u> をそれぞれ加算した額とする。	(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7,500円</u> をそれぞれ加算した額とする。
<u>(3) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。</u>	

6 議案第69号関係

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第1条関係

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第2条関係

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

7 議案第70号関係

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第1条関係

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第2条関係

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

8 議案第71号関係

おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>64,500円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりおいらせ町に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>51,500円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わうこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりおいらせ町に帰属することとならない場合に限る。</p>
<p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>64,500円</u>を超える場合には、<u>64,500円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合に</p>	<p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>51,500円</u>を超える場合には、<u>51,500円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>13,390円</u>を超える場合に</p>

改 正 案	現 行
<p>は、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき、当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が<u>12,500円</u>を超える場合には、<u>12,500円</u>）の合計金額</p>	<p>は、<u>13,390円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき、当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,210円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が<u>10,000円</u>を超える場合には、<u>10,000円</u>）の合計金額</p>
<p>（ビラの作成の公費負担）</p> <p>第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>（ビラの作成の公費負担）</p> <p>第6条 候補者は、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第8条 おいらせ町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づ</p>	<p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第8条 おいらせ町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づ</p>

改 正 案	現 行
<p>き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第11条 おいらせ町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第11条 おいらせ町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>347円16銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>133,900円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

9 議案第72号関係

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案			現 行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 町長	おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第106号）による乳幼児医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	1 町長	おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第106号）による乳幼児医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
2 町長	おいらせ町子ども医療費助成条例（平成23年おいらせ町条例第2号）による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	2 町長	おいらせ町子ども医療費助成条例（平成23年おいらせ町条例第2号）による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
3 町長	おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第105号）によるひとり親家庭等医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	3 町長	おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第105号）によるひとり親家庭等医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
4 町長	おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例（平成18年おいらせ町条例第112号）による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	4 町長	おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例（平成18年おいらせ町条例第112号）による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
5 町長	おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	5 町長	おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
6 町長	おいらせ町小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年おいらせ町告示第70号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	6 町長	おいらせ町小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年おいらせ町告示第70号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成26年おいらせ町告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報	7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成26年おいらせ町告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報

10 議案第73号関係

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u> (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
3・4 略	3・4 略				

(2) おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(3) おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

11 議案第74号関係

おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定について

(1) 対象施設

施設名 (所在地)	ネーチャーセンター白鳥の家 (おいらせ町中平下長根山1番地133) 白鳥保護監視所 (おいらせ町山崎2669番地)
指定期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)
指定管理料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り(上限額28,119千円) <input type="checkbox"/> 無し
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用
公募・非公募の別	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募

(2) 指定管理者の概要

団体名称	一般社団法人おいらせ町観光物産協会
代表者名	会長 木村 雅行
所在地	青森県上北郡おいらせ町上明堂60番地6
設立年月日	令和7年6月25日
事業概要	観光・物産・郷土・伝統文化等の紹介及び宣伝、観光諸行事の企画及び実施、観光客の誘致促進、土産品・特産品の開発・販売・宣伝及び紹介、観光関連事業及びネーチャーセンター白鳥の家等の管理運営業務の請負など。

(3) 指定管理者の選定経過・理由

指定管理者制度の目的に沿い、かつ今後も安定した行政サービスの向上と施設の管理運営、町の「稼ぐ観光」振興を実現するため、ノウハウを持つ当該団体が適しているとの判断により、公募の方法によらずに当該団体を候補者として選定した。なお、候補者選定に当たっては、有識者等で構成する「おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家指定管理者プロポーザル審査委員会」において、当該団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により、選定基準等に照らして総合的に審査を行った。

当該団体は、公共施設の管理運営実績はないものの、町の観光及び物産事業の振興を図り、まつり等のイベントや公園環境整備作業、白鳥愛護活動等の企画・運営やおいらせブランドの推進などの実績があるとともに、当該施設の特性を活かした魅力的な主催事業及び自主事業の具体的な提案が評価された。

12 議案第75号関係

青森県市町村職員退職手当組合規約 新旧対照表（抜粋）

変更案	現行				
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒石市 略 中部上北広域事業組合 略 つがる西北五広域連合</td></tr> </tbody> </table>	市町村名	黒石市 略 中部上北広域事業組合 略 つがる西北五広域連合	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒石市 略 黒石地区清掃施設組合 中部上北広域事業組合 略 つがる西北五広域連合</td></tr> </tbody> </table>	市町村名	黒石市 略 黒石地区清掃施設組合 中部上北広域事業組合 略 つがる西北五広域連合
市町村名					
黒石市 略 中部上北広域事業組合 略 つがる西北五広域連合					
市町村名					
黒石市 略 黒石地区清掃施設組合 中部上北広域事業組合 略 つがる西北五広域連合					

13 議案第76号関係

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表（抜粋）

変更案	現行												
別表第1（第2条関係） 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰺ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合	別表第1（第2条関係） 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、 黒石地区清掃施設組合 、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰺ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合												
別表第2（第3条関係） <table border="1"><thead><tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村等</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び</td><td>黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、</td></tr></tbody></table>	共同処理する事務	組合市町村等	略	略	8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、	別表第2（第3条関係） <table border="1"><thead><tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村等</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び</td><td>黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、</td></tr></tbody></table>	共同処理する事務	組合市町村等	略	略	8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、
共同処理する事務	組合市町村等												
略	略												
8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、												
共同処理する事務	組合市町村等												
略	略												
8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、												

変更案		現行	
第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員（財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰺ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合	第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員（財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、 <u>黒石地区清掃施設組合</u> 、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰺ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合
略	略	略	略